

### 第31回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年1月24日(火) 午前9時～午前10時20分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
  - 会長 15番
  - 会長代理 1番
  - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番  
8番 10番 11番 12番 13番 14番
4. 欠席委員 (1名) 9番
  
5. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 議事日程について
  - 3 議事録署名委員の指名について
  - 4 会期の決定について
  - 5 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (10件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2件)
  - 6 付議事件及び順序について
    - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
    - 日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 7件)
    - 日程第3 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
    - 日程第6 非農地証明願の申請審議について (議案 1件)
  - 7 その他農政一般事項
  - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
  - 事務局長 局長補佐 管理調整係長 事務補助員

議長 それでは只今から、第31回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、2番〇〇委員と3番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が10件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは1ページです①合意解約申出書10件です。番号1。貸人、湧水町田尾原 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、田尾原字馬越〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年5月25日から令和5年12月31日。解約の理由、自宅から遠く作業効率が悪い。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月12日。

番号2。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、田尾原字皆田ヶ山〇〇 田 〇〇㎡。外2筆 計3筆 6,277㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由、自宅から遠く作業効率が悪い。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月12日。

番号3。貸人、湧水町田尾原 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、田尾原字川井田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由、自宅から遠く作業効率が悪い。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月12日。

番号4。貸人、湧水町田尾原 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、田尾原字川井田〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由、自宅から遠く作業効率が悪い。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月12日。

番号5。貸人、湧水町米永 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、米永字島廻〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月25日から令和14年4月30日。解約の理由、湿田で耕作条件が悪い。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月10日。

番号6。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地の所在、木場字釜塗〇〇 田 〇〇㎡ 外1筆 計2筆 2,626㎡。あっせん等の希望は有です。契約の期間、平成31年1月

25日から令和6年3月31日。解約の理由、湿田で耕作条件が悪いため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月16日。番号7。貸人、湧水町木場〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、田尾原字城ヶ鼻〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、利用権設定変更のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和5年1月31日。番号8。貸人、湧水町鶴丸〇〇。借人、湧水町中津川〇〇。土地の所在、鶴丸字山角〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年5月25日から令和10年3月31日。解約の理由、土地を売却するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月14日。番号9。貸人、鹿児島市〇〇。借人、湧水町幸田〇〇。土地の所在、幸田字スタレ山〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和3年3月25日から令和5年3月31日。解約の理由、耕作条件が悪いため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月22日。番号10。貸人、湧水町米永〇〇。借人、湧水町木場〇〇。土地の所在、米永字木場原〇〇 畑 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年4月24日から令和7年4月30日。解約の理由、集約化をはかるため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年12月26日。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- 議 長 なければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者、湧水町恒次〇〇。権利取得日、令和3年6月20日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、田尾原皆田ヶ山〇〇 田 〇〇㎡ 外6筆 計7筆 12,054㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者、湧水町中津川〇〇。権利取得日、平成30年7月5日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、中津川田ノ神ノ下〇〇 田 1,335㎡。外6筆 計7筆 5,908㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 なければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で、事務局報告を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序についてに移ります。日程第1 議案第326号農業

経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号44号まで、事務局の説明を求めます。

事務局

日程第1 議案第326号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。

(1) 利用権設定です。整理番号1号から44号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田51,865.47㎡、畑81,563㎡、小計133,428.47㎡。次に5ページです。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田42,012㎡、畑72,055㎡。使用貸借分の田9,853.47㎡。畑9,508㎡。合計で田が51,865.47㎡、畑が81,563㎡、計133,428.47㎡です。6ページ以降にそれぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。以上です。

議長

整理番号1号から整理番号7号について、審査します。整理番号1号から整理番号7号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、7番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時、休憩します。(〇〇委員退席)

議長

休憩を閉じ、会議を開きます。ただいま事務局の整理番号1号から整理番号7号までの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号7号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号7号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長

〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長

休憩を閉じ会議を開きます。

議長

次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号の事務局の説明を求めます。

事務局

4ページです。今度は、所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。田が1,652㎡です。次に18ページです。議案第326号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。所有権移転の部です。整理番号1。土地の所在、稲葉崎字松本〇〇 地目は田 農振内〇〇㎡です。渡人、鹿児島市 〇〇。受人、湧水町稲葉崎 〇〇。経営面積2,974㎡。外はお目通しください。利用目的は水稻。売買価格は16万円。移転時期は公告日、引渡時期は令和5年1月24日。受人は認定農業者です。以上です。

議長

整理番号1号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参

与の制限に、5番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩  
します。(〇〇委員退席)

議 長  
議 長

休憩を閉じ、会議を開きます。

それでは、整理番号1号について審議します。整理番号1号につきまして  
は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 4 番

1 4 番〇〇です。農業経営基盤強化促進法に係る議案第326号整理番号1  
号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、  
議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内  
容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良  
好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積  
従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている  
ことを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長

只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号は、調査委員の報告は承認相当  
ということです。承認相当と認め承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。整理番号1号の所有権移転の資格審査については、  
承認することに決定しました。

議 長

ここで、〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。  
(〇〇委員着席)

議 長

休憩を閉じ会議を開きます。

議 長

以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次  
に日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
に移ります。議案第327号から議案第333号までの7議案を一括上程しま  
す。事務局の説明を求めます。

事務局

19ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申  
請について 議案第327号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字塚ノ  
原〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人、湧水町川西 〇〇。受人、湧  
水町川西 〇〇。経営面積、2,382㎡。外はお目通しください。労力総数2。  
申請事由、規模拡大。売買価格は全部で15万円です。次に議案第328号。  
権利、所有権移転。土地の所在、川西字花立〇〇 地目は田 農振内 〇  
〇㎡。外3筆 計4筆 4,439㎡。渡人、湧水町川西 〇〇。受人、湧水  
町川西 〇〇。経営面積1,164㎡。外はお目通しください。労力総数2。  
申請事由、規模拡大 売買価格は10aあたり15万円です。次に議案第329  
号。権利、所有権移転。土地の所在、鶴丸字山角〇〇 地目は田 農振内

〇〇㎡。渡人，湧水町鶴丸 〇〇。受人，湧水町川西 〇〇。経営面積は 176,617 ㎡。外はお目通しください。労力総数 3。申請事由，農地集約 売買価格は全部で 10 万円です。次に議案第 330 号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字下新田〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。外 5 筆 計 6 筆の 6,948 ㎡です。渡人，始良市加治木町 〇〇。受人，えびの市 〇〇。経営面積は 7,213 ㎡。外はお目通しください。労力総数 1。申請事由，規模拡大 売買価格は全部で 50 万円。えびの市の耕作証明書が添付してありました。次に議案第 331 号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字坂口 〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人，湧水町幸田 〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇。経営面積は 12,877 ㎡。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由，規模拡大 売買価格は全部で 10 万円です。次に議案第 332 号。権利，所有権移転。土地の所在，幸田字大王〇〇 地目は田 農振内 〇〇㎡。渡人，湧水町幸田 〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由，規模拡大 売買価格は全部で 20 万円です。次に議案第 333 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字城ケ尾〇〇 地目は田 農振外 〇〇㎡。外 4 筆 農振内・農振外の計 5 筆 4,880 ㎡。です。渡人，湧水町木場 〇〇。受人，湧水町木場 〇〇。経営面積は 26,291 ㎡。外はお目通しください。労力総数 2。申請事由，相手方の要望によるものです 売買価格は全部で 6 万円です。以上です。

議 長 農地法第 3 条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第 327 号について審議します。議案第 327 号は，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 3 番 1 3 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 327 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 4 ページから 6 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は，田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 327 号は調査委員の報告は許可相当ということですが。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 327 号につきましては，許可相当と認め許可

することに決定しました。次に、議案第 328 号について審議します。議案第 328 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13 番 13 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 328 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 ページ、7 ページ、8 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 328 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 328 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 329 号について審議します。議案第 329 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 329 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 ページ、9 ページ、10 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 329 号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 329 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 330 号について審議します。議案第 330 号につきましても現地調査が行われておりますので、調査委員の報

告をお願いします。

7 番 7番〇〇です。農地法第3条に係る議案第330号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の4ページ、11ページ、13ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第330号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第330号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第331号について審議します。議案第331号につきましても現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番〇〇です。農地法第3条に係る議案第331号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の14ページから16ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第331号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第331号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第332号について審議します。議案第332号につきましても現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

2 番 2番〇〇です。農地法第3条に係る議案第332号の現地調査の報告をいた



します。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 14 ページ，17 ページ，18 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は，田です。地域との調和要件は，すべて整っており 特に問題はあります。耕作面積は下限面積以上のため問題はあります。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 332 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 332 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第 333 号について審議します。議案第 333 号につきましても現地調査が行われておりますので，調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 333 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 14 ページ，19 ページ，20 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は，田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はあります。耕作面積は下限面積以上のため問題はあります。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1 番〇〇です。1 件質問します。21 ページ一番右，備考に記載してあります全部で 60,000 円となっていますが面積が 4,880 m<sup>2</sup>で、60,000 円は安いと思いますが，何か理由があるのですか。

事務局 譲渡人より高齢化により農業を廃止するため無償でもよいので処分したいとの要望でしたが，結果 60,000 円となったとのこと。

議 長 他に，ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 333 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 333 号につきましては，許可相当と認め許可

することに決定しました。以上で、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第3 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について 議案第334号に入りますが、次の日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第335号と、関連がありますので2議案を一括して上程、審議を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、日程第3 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について 議案第334号、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案第335号と、関連がありますので2議案を一括上程することに決定しました。

議長 まず、議案第334号について、事務局の説明を求めます。

事務局 22 ページです。日程第3 農地法第3条の規定による地上権設定の許可申請について。議案第334号。権利、権利、地上権 所在、中津川字柳沼○○他1筆 畑。農振内○○㎡。貸人、湧水町中津川○○。借人、東京都港区○○、代表取締役○○、申請事由、営農型太陽光発電施設を設置したいため。以上です。

議長 議案第334号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

13番 13番○○です。農地法第3条に係る議案第334号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の21ページから23ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、畑です。営農型太陽光発電施設を設置するための申請であり、下部の営農に支障がないと認められるため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 次に、議案第335号について、事務局の説明を求めます。

事務局 23 ページです。日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について。議案第335号。権利、賃借権 所在、中津川字柳沼○○他1筆 畑。農振内○○㎡の内33.5㎡ 農地。貸人、湧水町中津川○○。借人、東京都港区○○、代表取締役○○ 施設 営農型太陽光発電施設。申請事由、太陽光パネルにより発電をし、九州電力に対して売却する営農型の売電事業を行うため。土地利用図、立面図、営農計画書、意見書、農地復元誓約書、合意書、ガイドライン通知書、3条許可書(永小作権)添付さ

れています。以上です。

議 長 議案第 335 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番〇〇です。農地法第 5 条に係る議案第 335 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 21 ページから 39 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は道路、南は道路、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、土地利用図、営農計画書、農地復元誓約書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 それでは、はじめに、議案第 334 号を審議します。

只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。

8 番 8 番〇〇です。議案第 334 号において、地上権の許可申請がありますが、実際、営農を行われるのは、〇〇〇〇ですよね。〇〇〇〇との関係はどうなっているのですか。

事務局 参考資料の 38 ページから 39 ページになります。38 ページ農地法第 3 条許可書にありますように、令和元年 12 月 24 日付けで、貸人〇〇 借人〇〇間において、今回申請されている土地 2 筆、永小作権の設定について許可しております。次に参考資料 39 ページ、営農型太陽光発電施設の転用許可に係る手続きの一番下のケースになります。

土地所有者 A〇〇〇〇、営農者 B〇〇、設置者 C 株式会社〇〇となり 3 条の賃借権については、許可済み、今回営農型太陽光発電施設の転用許可について、土地所有者 A〇〇と設置者 C 株式会社〇〇間において、3 条（地上権）、5 条（一時転用）の許可申請がなされたものです。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

（なしの声あり）

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 334 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。議案第 334 号については、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第 3 条の規定による地上権設定の許可申請について を終わります。

- 議 長 次に、議案第 335 号を審議します。
- 議 長 只今の説明報告に対しご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 335 号は調査委員の報告は許可相当と  
いうことです。許可相当と認め、農用地区域内農地及び第 1 種農地である  
ことから県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達する  
ことにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 335 号については、許可相当と認め、県農業  
会議定例常設審議委員会の諮問を経て、県知事に進達することに決定しま  
した。以上で、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について  
を終わります。
- 議 長 次に、日程第 5 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請につい  
て を議題とします。議案第 336 号を上程します。事務局の説明を求めま  
す。
- 事務局 24 ページです。日程第 6 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申  
請について。議案第 336 号。権利，所有権移転 所在，北方字新中馬場○  
○ 畑。農振外○○㎡。畑 1 筆 渡人，鹿児島市花ヶ丘 ○○。受人，湧  
水町北方 ○○。用途，一般住宅。申請事由，現在，借家住まいで子供も  
出来て手狭であるため，今回，実家の隣接地に住居を建築したいため申請  
するもの。土地利用図，被害防除計画書，被害防除に関する制約書，が添  
付されています。以上です。
- 議 長 議案第 336 号について審議します。議案第 336 号につきましては，現地調  
査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 4 番 1 4 番○○です。農地法第 5 条に係る議案第 336 号の現地調査の報告をい  
たします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表  
をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参  
考資料の 40 ページから 43 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は  
宅地，東は畑，南は道路，西は宅地です。一般基準の他法令関係について  
は，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特  
にありません。添付書類は，土地利用図，被害防除計画書及び誓約書，が  
ありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準  
に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，  
転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので  
転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 336 号は調査委員の報告は許可相当と  
いうことです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございま  
せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 336 号については、許可相当と認め、県知事  
に進達することに決定しました。以上で、農地法第 5 条の規定による所有  
権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議  
案第 337 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 25 ページです。日程第 6 非農地証明願の申請審議について。議案第 337  
号。願出人、鹿児島市 ○○。土地の所在、北方字新中馬場○○ 畑 ○  
○㎡。所有者、本人。非農地とする理由は、農地法施行以前から通路とし  
て使用しているため。非農地判定基準は湧水町農業委員会非農地証明交付  
基準第 2 条 (1) です。以上です。

議 長 まず、議案第 337 号について審議します。議案第 337 号につきましては、  
現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2 番○○です。農地証明願いに係る議案第 337 号の現地調査の報告をいた  
します。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご  
覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資  
料の 44 ページから 47 ページをご参照ください。調査意見は、農地法施行  
以前から通路として使用しているため今後農地への復元が困難な土地であ  
ると判断しました。なお周囲は宅地等に接しているため周辺農地には影響  
はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 1 号に該当すること  
を確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断し  
ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 337 号については調査委員の報告は非  
農地判定ということですが、非農地と認め非農地証明を発行することにご異  
議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 337 号につきましては、非農地と認め非農地証  
明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議につい  
て を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませ

か。

議 長

他に無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第31回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時20分

2 番

---

3 番

---

議 長

---